

第608回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和6年8月27日（火）

午後2時から

場所：茨城県庁17階農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第5種共同
漁業権遊漁規則の変更について（諮問）

第3号議案 大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権
遊漁規則の変更について（諮問）

6 報告事項

（1）茨城県内水面漁業調整規則の改正について

（2）令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出
結果について

7 その他

8 閉 会

資料No 1

漁諮問第8号

茨城県内水面漁場管理委員会

さけ特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和6年8月21日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1. 許可申請者

1) 常陸大宮市塩原 2356 番地の 5

久慈川漁業協同組合

代表理事組合長 高杉 則行

2) (代表者)

水戸市東大野 32 番地の 3

那珂川第一漁業協同組合

代表理事組合長 小林 益三

(共同申請者)

東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1

那珂川漁業協同組合

代表理事組合長 佐藤 富士雄

3) 筑西市女方 107 番地の 3

鬼怒小貝漁業協同組合

代表理事組合長 宮田 芳男

2. 許可をしようとする理由

さけ人工ふ化放流事業を実施するため

3. 許可をしようとする内容

別添のとおり

別 添

令和 6 年度 さけ 特別採捕許可申請の概要

1. 久慈川

採捕数 10,000尾

使用漁具

建 網	2 ケ 統	12名	10月 1日 ~ 12月 25日
投網(建網付帯)	2 カ 統	12名	10月 1日 ~ 12月 25日
流 し 網	6 ケ 統	23名	9月 20日 ~ 10月 31日
おとり網	7 ケ 統	12名	9月 20日 ~ 12月 25日
投網(おとり網付帯)	7 カ 統	12名	9月 20日 ~ 12月 25日

2. 那珂川

採捕数 30,000尾

使用漁具

建 網	1 ケ 統	4名	9月 20日 ~ 12月 25日
投網(建網付帯)	2 カ 統	4名	9月 20日 ~ 12月 25日
流 し 網	40 ケ 統	140名	9月 20日 ~ 10月 31日
いくり網	25 ケ 統	125名	9月 20日 ~ 11月 30日
おとり網	16 ケ 統	28名	10月 10日 ~ 12月 25日
友 釣 り	5 ケ 統	8名	10月 10日 ~ 12月 25日

3. 鬼怒川

採捕数 5,000尾

使用漁具

建 網	1 ケ 統	26名	10月 1日 ~ 12月 30日
投 網	1 ケ 統	15名	10月 1日 ~ 12月 30日
地 び き 網	1 ケ 統	15名	10月 1日 ~ 12月 30日

令和6年度 さ け 特 別 採 捕 許 可 内 容

1 久慈川漁業協同組合

許可の対象者	久慈川漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第31条(保護水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、第36条(さし網の禁止期間)、第37条第1項第1号(久慈川禁止区域)、同条同項第2号(久慈川支流里川禁止区域)、同条第3項(久慈川禁止期間)、第38条(河口付近における採捕の制限)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さ け 10,000 尾				
使用漁具及び漁法	統 数	採捕の期間	採 捕 の 区 域	採捕に従事する者の住所氏名	使 用 船 舶
建 網	2	10月1日から 12月25日まで	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。	ほか11名、計12名	な し
投 網 (建網付帯)	2	10月1日から 12月25日まで	建網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	ほか11名、計12名	な し
流 し 網 (かさねさし 網を除く)	6	9月20日から 10月31日まで	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。	ほか22名、計23名	ほか23隻、 計24隻
おとり網	7	9月20日から 12月25日まで	常陸太宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。	ほか11名、計12名	な し
投 網 (おとり網付帯)	7	9月20日から 12月25日まで	おとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	ほか11名、計12名	な し
許可期間	令和6年9月20日から令和6年12月25日まで				
許可の条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。 (7) 建網及びおとり網により採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網により採捕する場合は、ゼッケンを着用するほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

2 那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合

許可の対象者	那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、同条同項第9号(いくり網)、第36条(さし網の禁止期間)、第37条第1項第4号(那珂川禁止区域)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さ け 30,000 尾				
使用漁具及び漁法	統 数	採 捕 の 期 間	採 捕 の 区 域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建 網	1	9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市野田地先の那珂川。	ほか3名、計4名 (那珂川 3名、那珂川第一 1名)	なし
投 網 (建網付帯)	2	9月20日から 12月25日まで	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。	ほか3名、計4名 (那珂川 3名、那珂川第一 1名)	なし
流 し 網 (かさねさし網を除く)	40	9月20日から 10月31日まで	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。	ほか139名、計140名 (那珂川 18名、那珂川第一 122名)	ほか115隻 計116隻(那珂川 17隻、那珂川第一 99隻)
いくり網 (かさねさし網を除く)	25	9月20日から 11月30日まで	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	ほか124名、計125名 (那珂川 62名、那珂川第一 63名)	ほか96隻 計97隻(那珂川 39隻、那珂川第一 58隻)
おとり網 (堀釣を含む)	16	10月10日から 12月25日まで	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	ほか27名、計28名(那珂川 28名)	なし
友 釣 り (堀釣を含む)	5	10月10日から 12月25日まで	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	ほか7名、計8名(那珂川 8名)	なし
許可期間	令和6年9月20日から令和6年12月25日まで				
許可の条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。 (7) 建網、おとり網及び友釣りにより採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網及びいくり網により採捕する場合は、ゼッケンを着用し行わなければならない。ただし、流し網にあっては、前記ゼッケンのほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

3 鬼怒小貝漁業協同組合

許可の対象者	鬼怒小貝漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第 30 条第 1 項第 7 号（投網）、第 31 条(保護水面)、第 32 条（禁止期間）、第 34 条第 1 項第 1 号（地びき網）、同条同項第 5 号（さけ建網）、第 37 条第 1 項第 8 号（禁止区域）				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さ け 5,000 尾				
使用漁具及び漁法	統 数	採捕の期間	採 捕 の 区 域	採捕に従事する者の住所氏名	使 用 船 舶
建 網	1	10 月 1 日から 12 月 30 日まで	筑西市伊佐山 JR 水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流 100 メートル及び下流 300 メートルの間の鬼怒川。	ほか 25 名、計 26 名	計 1 隻
投 網	1	10 月 1 日から	筑西市伊佐山 JR 水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流 100 メートル及び下流 300 メートルの間の鬼怒川。	ほか 14 名、計 15 名	計 1 隻
地びき網	1	12 月 30 日まで			
許可期間	令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 30 日まで				
許可の条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から 1 ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ 15 日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。 (7) 建網及び地びき網により採捕する場合には、標旗を掲げて行わなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

漁諮問第9号

茨城県内水面漁場管理委員会

鬼怒小貝漁業協同組合代表理事組合長から申請のあった遊漁規則の変更に
ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により意
見を求める。

令和6年8月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の内容

1 遊漁規則の変更認可申請者

住 所 茨城県筑西市女方 107-3

氏 名 鬼怒小貝漁業協同組合代表理事組合長 宮田 芳男

2 変更しようとする理由及び内容

申請者からは、遊漁振興と遊漁料収入の拡大を目的にオンラインで遊漁承認証を販売するシステム導入への対応と規則の一部文言修正を内容とした遊漁規則の変更申請があった。

当該漁協遊漁規則における変更内容については、別紙新旧対照表のとおりである。

遊漁規則変更について

令和6年8月27日

茨城県農林水産部漁政課

令和6年6月18日付けで鬼怒小貝漁業協同組合より認可申請書の提出があった、遊漁規則の変更内容及び想定スケジュールについては以下のとおり。

1 対象遊漁規則

鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第5種共同漁業権遊漁規則

※4号は関東漁協、鬼怒利根漁協、小貝川漁協と共有免許。5号は関東漁協、鬼怒利根漁協と共有免許。6号は関東漁協と共有免許。

2 遊漁規則の変更内容

- (1) あゆ（釣又はすくい網に限る）に係る遊漁料の納付方法及び遊漁承認証の交付方法について、オンラインシステムを追加する。

なお、茨内共第4、5、6号第5種共同漁業権漁場内において、あゆ（釣又はすくい網）の遊漁券を販売しているのは、鬼怒小貝漁協のみである。

理由：遊漁振興と遊漁料収入の拡大を図るため。

- (2) 文言の修正

理由：第7条第2項中の脱字を修正するため。

3 変更認可までの想定スケジュール

6月18日	変更認可申請書の提出
	申請内容の審査
8月27日	内水面漁場管理委員会（諮問・答申）
9月上旬	変更認可の庁内事務手続き
9月下旬	県報登載

鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

変 更 後	改 正 前
(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) 2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。 3 (略) 4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、<u>若しくは組合が指定するオンラインシステム</u>(以下「オンラインシステム」という。)によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、<u>オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆに限るものとする。</u> 第2表 (略) 5・6・7 (略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。<u>オンラインシステムにより発行されるものを含む。</u>)を遊漁者に交付するものとする。 (1)～(9) (略) 2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、<u>組合が指定するオンラインシステム</u>若しくは漁場監視員において行うものとする。 3 (略)	(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) 2 前項の<u>定</u>にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。 3 (略) 4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。 第2表 (略) 5・6・7 (略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。 (1)～(9) (略) 2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。 3 (略)

第五種共同漁業権遊漁規則変更認可申請審査結果一覧表

申請者	申請 年月日	水産業協同組合法第48条に基づく総会の議決									遊漁規則の内容			添付書類
		総会 開催日	a. 正組合 員数 (人)	正組合員の出席者数（人）			b/a (%)	総会成立	議決時 賛成者数 (人)	審査結果	遊漁を不 当に制限 しないか	遊漁料の 額は妥当 か	審査結果	
				本人出席	委任状・ 書面出席	b. 計								
鬼怒小貝漁協	R6.6.18	R6.6.16	116	28	52	80	69.0	○	全員	○	○	—	○	○

漁諮問第7号

茨城県内水面漁場管理委員会

大北川漁業協同組合代表理事組合長から申請のあった遊漁規則の変更について、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により意見を求める。

令和6年8月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の内容

1 遊漁規則の変更認可申請者

住 所 茨城県北茨城市磯原町豊田 406 番地 1

氏 名 大北川漁業協同組合代表理事組合長 齋藤 満

2 変更しようとする理由及び内容

申請者からは、遊漁振興を目的としたルアー釣り禁止区域の縮小と規則の一部文言修正並びに漁業経営の安定化を目的とした遊漁料徴収場所の追加を内容とした遊漁規則の変更申請があった。

当該漁協遊漁規則における変更内容については、別紙新旧対照表のとおりである。

遊漁規則変更について

令和6年8月27日

茨城県農林水産部漁政課

令和6年7月30日付けで大北川漁業協同組合より認可申請書の提出があった、遊漁規則の変更内容及び想定スケジュールについては以下のとおり。

1 対象遊漁規則

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

※当該漁業権は大北川漁協の単独免許

2 遊漁規則の変更内容

(1) ルアー釣禁止区域の縮小。

理由：遊漁者からあゆるルアー釣り等の解禁要望が高まっており、遊漁振興のため。

(2) ルアー釣禁止区域及びコロガシ釣（ガラ針釣）禁止区域に本支流という文言を追加。

理由：表現を統一するため。

(3) 遊漁料徴収場所にミニストップ北茨城インター店を追加。

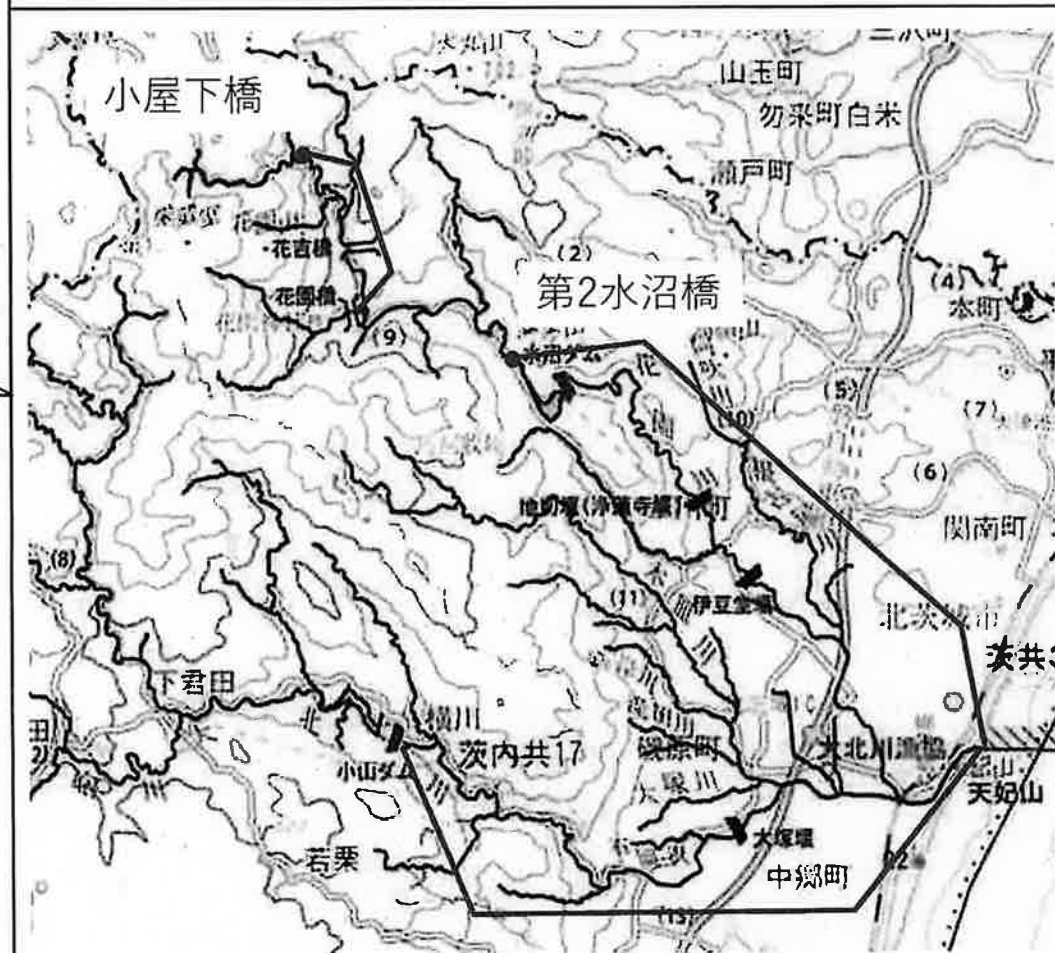
理由：漁業経営の安定化を図るため。

3 変更認可までの想定スケジュール

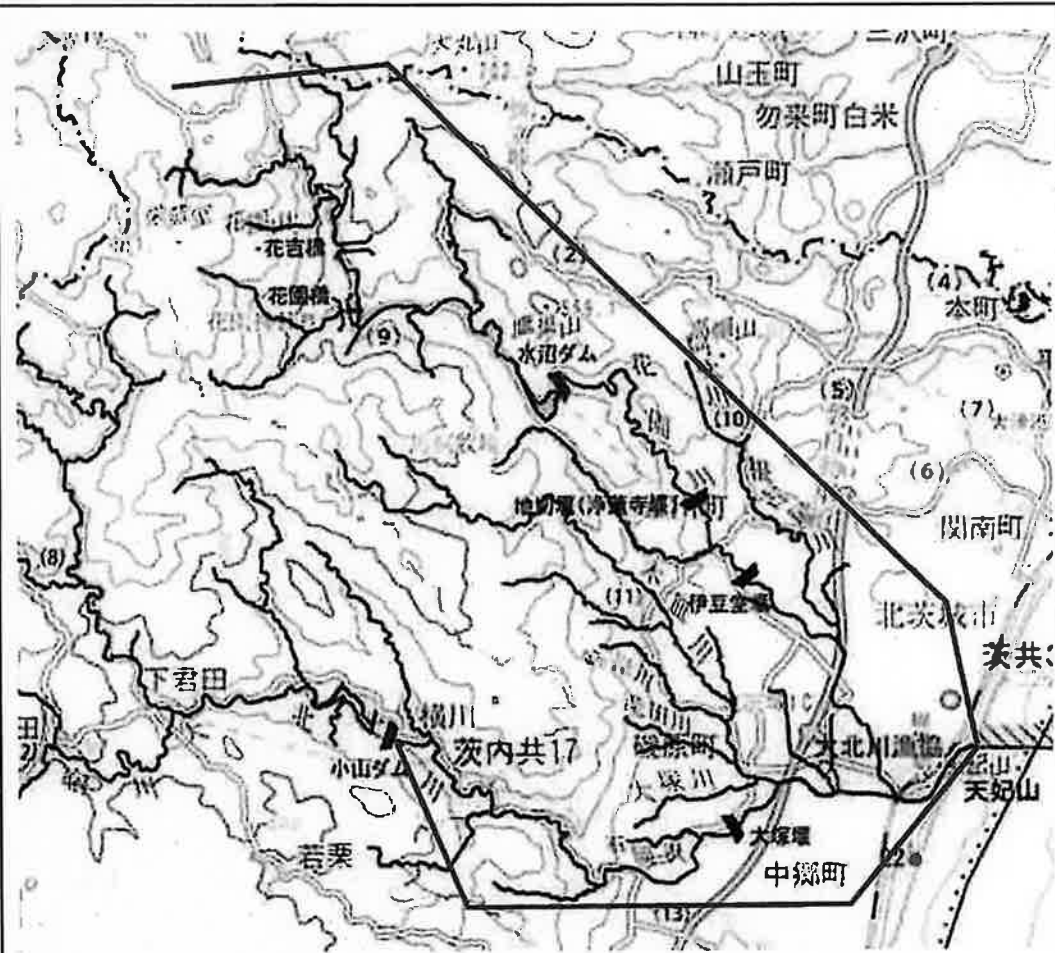
7月30日	変更認可申請書の提出
	申請内容の審査
8月27日	内水面漁場管理委員会（諮問・答申）
9月上旬	変更認可の庁内事務手続き
9月下旬	県報登載

大北川漁協協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更内容の新旧対照図

変更後（1/1～5/31禁止）

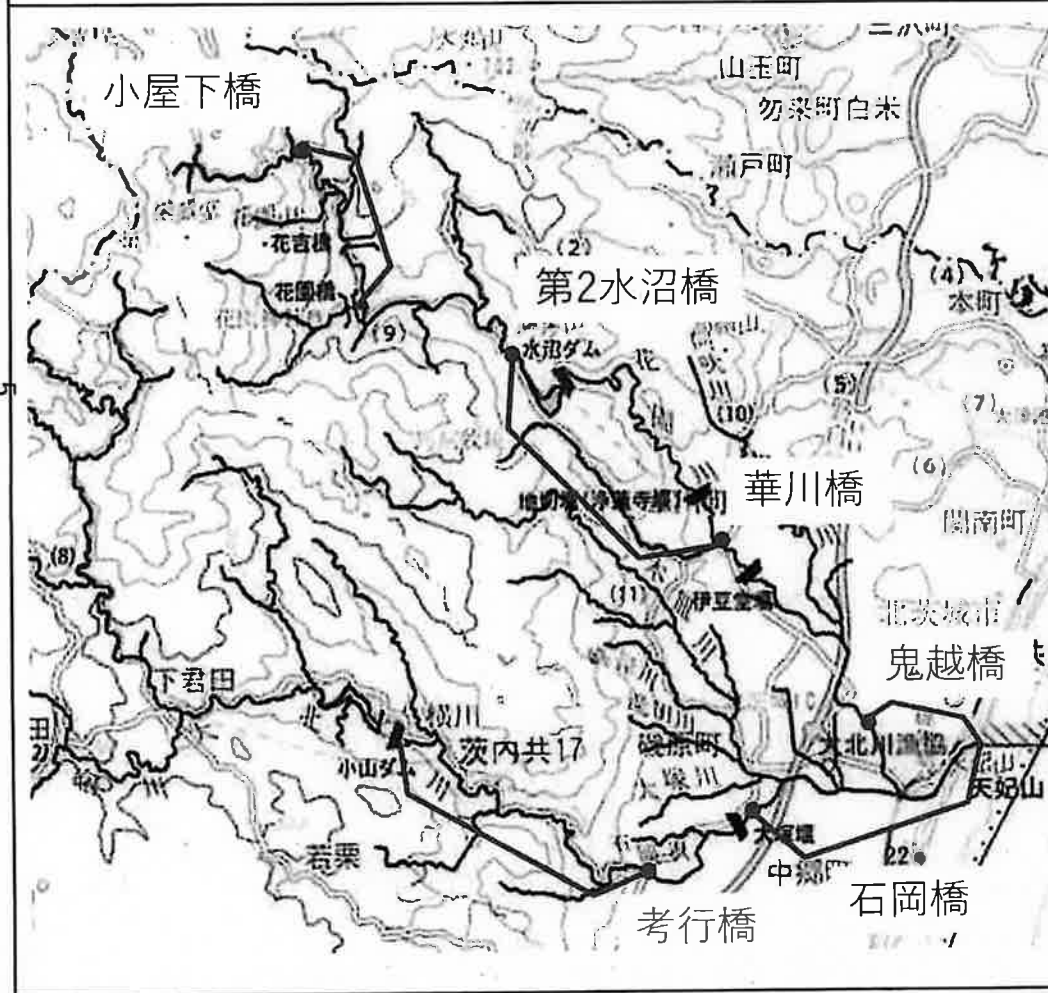


現行（1/1～5/31禁止）

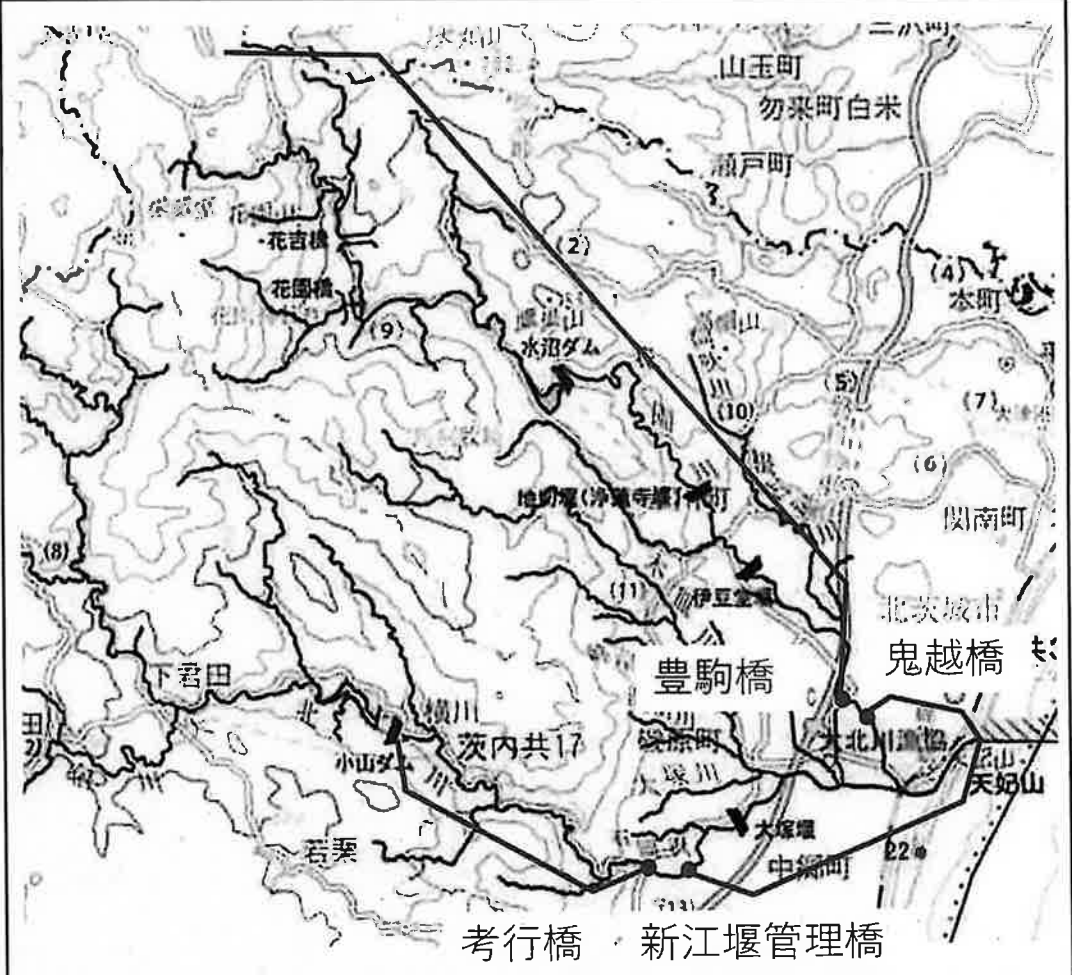


大北川漁協協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更内容の新旧対照図

変更後 (6/1~12/31禁止)



現行 (6/1~12/31禁止)



大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更内容新旧対照表

変 更 後			現 行		
(禁止区域)			(禁止区域)		
第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。			第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。		
ア 魚種又は 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間	ア 魚種又は 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域	9月25日から 10月24日まで	あゆ	大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域	9月25日から 10月24日まで
ルアー釣	高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線より下流の大北川の本支流並びに北茨城市華川町花園地先の第二水沼橋上流端より下流及び北茨城市華川町花園地先の花園橋下流端から北茨城市関本町才丸地先の小屋下橋上流端までの花園川の本支流	1月1日から 5月31日まで	ルアー釣	高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線より下流の大北川及び花園川の本支流	1月1日から 5月31日まで
	北茨城市中郷町石岡地先の石岡橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線までの大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町上小津田地先の華川橋下流端から北茨城市華川町花園地先の第二水沼橋上流端まで及び北茨城市華川町花園地先の花園橋下流端から北茨城市関本町才丸地先の小屋下橋上流端までの花園川の本支流	6月1日から 12月31日まで		北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線までの大北川並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川	6月1日から 12月31日まで
コロガシ釣 (ガラ針釣)	大北川の本支流及び花園川の本支流	1月1日から 5月31日まで	コロガシ釣 (ガラ針釣)	大北川の本支流及び花園川の本支流	1月1日から 5月31日まで
	北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端より上流の大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川の本支流	6月1日から 12月31日まで		北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端より上流の大北川並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川	6月1日から 12月31日まで

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更内容新旧対照表

変 更 後	現 行
(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)	(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)
第7条 (略)	第7条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、イワナに限るものとする。	4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、イワナに限るものとする。
第2表 遊漁料徴収場所	第2表 遊漁料徴収場所
あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料
事務所等名称	事務所等名称
住所	住所
(1) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田 406-1
(2) 上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下北浜田 333-1
(3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店	北茨城市磯原町磯原 1-97
(4) コンビニエンスメンバーリーかながわ	北茨城市磯原町木皿 922
(5) ヤマザキショップ けかりうさみ	北茨城市華川町上小津田 82-1
(6) ファミリーマート高萩インター店	高萩市上手綱 3270-1
(7) 高萩ユーフィールド	高萩市下君田 682
(8) ミニストップ 北茨城インター店	北茨城市華川町白場 174-5
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券）	
末尾の別表のとおり	末尾の別表のとおり
5～7 (略)	5～7 (略)

第五種共同漁業権遊漁規則変更認可申請審査結果一覧表

申請者	申請 年月日	水産業協同組合法第48条に基づく総会の議決									遊漁規則の内容			添付書類
		総会 開催日	a. 正組合 員数 (人)	正組合員の出席者数（人）			b/a (%)	総会成立	議決時 賛成者数 (人)	審査結果	遊漁を不 当に制限 しないか	遊漁料の 額は妥当 か	審査結果	
				本人出席	委任状・ 書面出席	b. 計								
大北川漁協	R6.7.30	R6.6.29	276	28	134	162	58.7	○	161	○	○	—	○	○

茨城県内水面漁業調整規則一部改正（案）の概要について

令和6年8月27日
茨城県農林水産部漁政課

関係法令の改正等に伴い、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年11月12日 茨城県規則第74号）（以下、「規則」という。）の一部を改正する必要性が生じたため、以下のとおり対応を進める。

1. 改正内容

（1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

【改正理由】刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設等するもので、規則において条文上の手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

- ・規則第48条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（2）文言の適正化

【改正理由】両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するため、関係条文を改正する。

- ・規則第48条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同条第1項第1号から第3号の「者」を「とき。」に、第49条の「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2（略）

第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

(3) 保護水面等の表記改正

【改正理由】規則第 31 条に規定する保護水面の位置については、衛星測位及び地理情報システムの技術発達により、緯度経度情報が取得可能であることから、位置を明確化し、適切な取締が行うことができるように緯度経度で表記する。

- ・保護水面等の位置を示す基点について、緯度経度による表記等に改正。(※保護水面等の位置及び面積は現行規定と変更なし。)

＜改正一例＞

第 31 条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第 18 条第 1 項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区域	期間
久慈川	次に掲げる基点 1 と基点 2 を結んだ線から基点 3 と基点 4 を結んだ線に至る間 基点 1 常陸大宮市岩崎字寺下 1529 番 3 の地先に設置した標柱（北緯 36 度 35.324 分 東経 140 度 24.803 分の点） 基点 2 常陸大宮市辰の口字下川原 2074 番 2 に設置した標柱（北緯 36 度 35.270 分 東経 140 度 24.935 分の点） 基点 3 常陸大宮市岩崎字東坏川原 1646 番に設置した標柱（北緯 36 度 36.113 分 東経 140 度 25.272 分の点） 基点 4 常陸大宮市照山字境沢 118 番 1 の地先に設置した標柱（北緯 36 度 36.150 分 東経 140 度 25.377 分の点）	9 月 20 日から 11 月 30 日まで

2. 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第 48 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

○茨城県内水面漁業調整規則（令和2年11月12日 茨城県規則第74号）

（保護水面における採捕の禁止）

第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区域	期間
久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱 基点3 常陸大宮市岩崎字東坪川原1646番に設置した標柱 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱	9月20日から 11月30日まで
鬼怒川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部下流端 基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部下流端	9月20日から 11月30日まで

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者
 - (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反した者は、科料に処する。

令和 6 年度全国内水面漁場管理委員会連合会
中央提案の提出結果について

令和 6 年 8 月 2 7 日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 中央提案

(1) 実施日

令和 6 年 7 月 4 日 (木)、5 日 (金)

(2) 実施方法

対面

(3) 提案先省庁

- 1 国土交通省
- 2 環境省
- 3 文部科学省
- 4 農林水産省

(4) 令和 6 年度中央提案結果

2 ページ以降のとおり

2 提案書概要

- I 外来魚対策について (3 項目)
- II 鳥類に対する食害対策について (3 項目)
- III 魚病対策について (3 項目)
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について (8 項目)
- V 放射性物質による汚染対策について (3 項目)
- VI ウナギの資源回復について (4 項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度について (2 項目)

令和6年度提案書

I 外来魚対策について

令和6年度提案書	
【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	
令和6年度提案	回答、状況等
1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。	【農水省】 水産庁では、内水面水産資源被害対策事業において、平成24年度から国立研究開発法人・水産研究教育機構等に委託して効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を実施する内水面漁業者等が参照し易いよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布、周知しています。これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページにて公開しており、加えて、これらのマニュアルを活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しており、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。 【国交省】 その生息状況については、私ども河川水辺の国勢調査においてその状況の把握に努めているところです。そして我々河川管理者としては、特に地元の市町村、あるいはその都道府県の関係部局等とも連携して、特定外来生物への対応に努めているところです。今後とも引き続きそのような連携をしながら対策に努めてまいりたいと考えています。 【環境省】 効果的な駆除技術等については、環境省では多様な主体により、オオクチバス等の効果的な防除が実施されるように、「オオクチバス等の防除の手引き」を平成21年に作成しておりまして、これを平成26年改訂したところです。現在も改訂を進めていますが、これを引き続き普及に努めてまいります。 外来魚による被害状況については、環境省では主に生態系に係る把握に努めており、令和5年度には、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルという特定外来生物3種に関する生態系に係る被害の状況について、都道府県等からも情報収集を行いました。漁業に係る被害については、水産庁の方で把握されていると理解しております。 予算の確保についてですが、環境省では、特定外来生物について生態系等の被害の防止を目的として、地方公共団体、都道府県や市町村が実施する防除の事業に関して、特定外来生物法等防除対策事業といういわゆる交付金によって地方公共団体の支援を行っています。外来魚による生態系に係る被害を抑えるために引き続き予算確保に努めてまいります。また漁業被害の対策予算については別途水産庁で措置されていると理解しています。

令和6年度提案	回答、状況等
2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。	【農水省】 オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物については、特定外来生物法において許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命じることができる等の措置を講じておりまして、この内容については、都道府県及び関係団体に周知しています。河川や湖沼における特定外来生物の密放流は、漁業関係者のほか釣り人のような方々をはじめとする一般国民からの情報提供によって明らかになる場合が多いことから、水産庁ではリーフレットをリニューアルして、一般の釣り人の多く集まるイベント・講習会、あるいは全国の釣具店で配布するなど特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。引き続き環境省と連携しましてこれらの方々や関係団体の協力が得られるように外来生物法の普及・啓発を推進していこうと考えています。 【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合には、管理者はその必要に応じて警察等と連携して適切に対処してきており、今後も同様に対処してまいり所存です。また違法放流対策を目的として、環境省がオオクチバス等の防除をしている湖沼がありますが、そちらでは違法放流の防止のために、監視カメラの整備、注意看板の設置、普及啓発等を行っております。違法放流防止のためには、こういった取り組みに加えて、外来生物問題に関する一般の方の理解の向上や、取り締まりの強化、警察との協力体制の確保等が必要です。また市民の皆様目による監視も必要であり、効果的だと考えておりますので、引き続き地方公共団体、警察、民間企業、民間団体と連携して普及啓発に努めてまいりたいと思っております。漁業関係者におかれましては、情報等を入手されましたら、環境省の地方環境事務所や、水産庁、警察に積極的な情報共有をお願いします。
3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。	【農水省】 漁業権の設定されていないダム等において適切な外来魚駆除等が実施されるよう引き続き外来魚の防除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布周知を進めてまいりたいと思います。また内水面漁業に被害を及ぼす外来生物の駆除については、関係する都道府県や内水面漁協等と連携し、内水面水産資源被害対策事業により対策を実施していきたいと考えています。 【国交省】 私ども河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来生物の防除や、あるいはその除去等に取り組んでいるところです。また地方自治体あるいは漁業協同組合の方々とも連携をしながら、注意喚起の看板や外来魚の回収ボックスの設置、そして外来魚対策に関する学習会や、その駆除のイベントの実施等に取り組んでいるところです。さらに平成25年の取り組みではありますが、河川における外来魚対策の事例集というものを作成して、ダムの管理者にも周知をしているところです。このようなことを進めながら引き続き取り組んでいくことを考えています。 【環境省】 令和4年9月に閣議決定した特定外来生物基本方針において、施設の管理者はその施設を適切に管理する責任を有していますので、その特定外来生物による生態系に係る被害の防止のための積極的な取り組みが期待されると明記されています。これを踏まえ、ダムやため池等を含む施設の管理者の方に積極的に外来魚対策を行っていただくよう、現在、「外来種被害防止行動計画」という、国、地方公共団体、事業者の方、ダム管理者の方いろいろな方が、どのように外来生物対策をしていけばいいかということを書き込むことによって普及啓発をしていこうと考えています。 また外来生物が新たな水域で発見されたときの対応に関しては、漁業被害の対策であれば水産庁になりますが、生態系の被害は環境省として、生態系被害防止外来種リスト等による普及啓発等も行っています。 このように、生態系の被害の大きさに応じた対策をしていき、そして国民の皆様にも、よく周知していくということを考えています。

Ⅱ 鳥類による食害対策について

令和6年度提案書

【趣旨】

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権938件中532件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和6年度提案	回答、状況等
1 カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。 このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。	【農水省】 カワウ被害対策強化の考え方について、平成26年4月に環境省と農林水産省の方で示したこの考え方を踏まえてこれまで対策を実施してきており、成果と課題を分析し、令和6年5月に新たに目標を見直して公表したところです。その新たな考え方において、漁業被害を低減する捕獲・繁殖抑制対策を強化することで令和10年度までに被害を与えるカワウの個体数の半減を目指すことにしており、引き続き、環境省や広域協議会等とも連携して、目標に向け取り組みを進めていく所存です。 【環境省】 平成29年以降増加傾向にあることは承知しておりまして、環境省は水産庁と本年5月に半減目標年度の令和10年度に向けてさらなる対策の強化を図っていくとしたところです。具体的には、これまでの取り組みを踏まえて、シャープシューティングによる集中的・効果的な対策、親鳥捕獲を実施していきます。 銃器使用が困難な場所でもその実態把握、実証を続けていきます。さらにドローンによる孵化率低減や、巣立ちの雛捕獲による繁殖抑制をしていくことを掲げています。具体的には、今年度から環境省は滋賀県と協力して、滋賀県高島市のカワウの大規模繁殖地でシャープシューティングの実証事業による効果的な捕獲を今年度から始めたところです。そのような対策も水産庁と連携して行うと考えているところです。

令和6年度提案	回答、状況等
2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	【農水省】 水産庁では平成29年度より先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業を実施しています。本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環としてドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止対策等の技術について、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しているところです。このような技術情報の一部はサギ類等にも活用可能であると考えています。 【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターというところがあり、こちらで全国で鳥類繁殖分布調査等を実施して繁殖状況を把握しています。ちなみ傾向としてはアオサギにはかなり拡大し、一方でコサギやアマサギはほどほどだと承知しています。内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。
3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	【農水省】 水産庁ではカワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、内水面水産資源被害対策事業のうち内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においてもカワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を措置しているところ、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。 【環境省】 内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。

Ⅲ 魚病対策について

令和6年度提案書

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和6年度提案	回答、状況等
1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。	【農水省】 平成23年12月にアユ疾病に関する防疫指針を策定していきまして、それに基づいて天然の河川湖沼での病原体の蔓延防止、養殖場における疾病の被害の防止の対策を講じてきています。また食品安全政策課というところの事業になりますが、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という事業がありまして、そこで国内主要養殖業の重要疾病のリスク管理技術の開発というテーマで令和元年から5年まで研究事業をやっています。アユだと異形細胞性鰓病の診断治療マニュアルの改訂や、ラッシュ病の診断マニュアルみたいなものも作成して、本年7月末以降事業のクロージングに手間取るとちょっと遅くなるかもしれませんが、ホームページに公表する予定にしているところです。 冷水病につきましては令和5年に天然水域で18都道府県、養殖場では12都道府県で発生しています。平成13年から15年ごろのピークに比べれば低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。またエドワジエライクタルリ感染症につきまして、令和5年ですと天然確認6件、アユ放流事業で2件、養殖場1件で保菌が確認されていきまして、引き続き発生状況を注視していく必要があると考えています。河川環境中での保菌開始時期や感染源に関する知見等については平成31年度より魚類防疫技術等を取りまとめていきまして水産資源保護協会のホームページで公表しているところです。 冷水病およびエドワジエライクタルリ感染症の治療薬は平成29年にフロルフェニコール製剤の効能拡大が承認され、現場でお使いいただいているものと承知しています。環境DNA技術解析などの技術を用いた河川内での原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、また関係県と議論を深めてまいりたいと考えています。
2 KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。	【農水省】 KHVの近年の発生件数は、我が国で初めてKHVが確認された当時に比べて大幅に減少しているところです。令和5年においては、既発生水域の養殖場から66施設の養殖場や加工場に818tの食用コイが移動したと承知しています。また関係都道府県からの要望を受けて、平成30年度より国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において、コイ放流試験技術連絡協議会が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染魚を用いた既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきたいと思っています。 ただ未報告水域や陰性確認水系の蔓延防止のため今後も関係の皆さんにおかれましては県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いいたします。

令和6年度提案	回答、状況等
3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。	【農水省】 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するために水産防疫対策委託事業によって研究段階での基礎的な試験等を実施するとともに、希少疾病等動物用医薬品実用促進のための動物用医薬品対策事業、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により開発段階での承認申請の資料作成に必要となる試験等の取り組みを進めているところです。去年の7月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取り扱いについて」との局長通知を改正し、承認できるワクチンにDNAワクチンやサブユニットワクチンといった新しいタイプのワクチンを追加したところです。 さらに、魚種をまとめたワクチンの承認についても検討してまいりますし、作りたいと考えています。

Ⅳ 河川湖沼環境の保全及び啓発について

令和6年度提案書

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和6年度提案	回答、状況等
1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。	【農水省】 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。 また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。また林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において、森林整備保全を行う漁場保全の森作り事業にも取り組んでいるところです。さらに森林計画制度のもとで市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能、土壌保全機能や森林涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届け出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施策を確保しています。 伐採造林届け出制度においては令和4年度より適正な伐採と更新、更新というのは木を伐った後、また改めて苗木を植えて森作りを行うことですが、それらの確保のため伐採後の報告の追加等に取り組んでいるところです。加えて、漁場の方に土砂および流木等の流入が発生した場合には、まずは河川管理者へご相談していただきたいところですが、水産庁の事業である水産多面的機能発揮対策事業での対応も可能です。今後ともこれらの事業の推進や適切な運用により森林の有する水源涵養機能の維持増進および土砂や流木の流出防止の対策に努めていきたいと考えています。 【国交省】 河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保そして多自然等の取り組みを引き続き進めていきまして、河川環境の保全にこれからも努めていきます。また河川管理上支障となる場合においては土砂および流木等の除去に努めているところです。 河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから正常な流水の正常な機能を維持するための補給を行っている。またそれに加えて必要に応じて関係機関と連携して、水利用の調整に取り組んでいるところです。さらに一部のダムにおいてはダムの下流河川の環境改善を目的として、地元の関係者、学識者等から成る検討会を設置の上、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で調節容量の一部に流水を溜めまして、それを効果的に放流するという弾力的な運用を実施しているところです。こういった取り組みを引き続きモニタリング、様々な検討を踏まえながら進めていくところです。そしてもう一つ、我々を取り巻く状況もいろいろ変化が出てきている、気候変動しかり、かたや例えば民間企業のようなところが最近、環境問題に非常に熱心に取り組み始めているところもあります。そういった状況の変化を踏まえて、今後さらにこの河川環境全般についての取り組みを強化していくことを目指して、今年の2月から生物の生息・生育・繁殖の場所としてもふさわしい河川整備のあり方について検討会を開催して、この5月に、その有識者による提言を取りまとめたいただいたところです。その提言には、河川環境を今後より良くしていくためのことを全般的なことが書かれており、これを踏まえて、我々としても河川環境全体の総合的な取り組みを強化、加速化していきたいと考えているところです。

令和6年度提案	回答、状況等
2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。速やかに国は水産生物への影響を的確に調査するとともに実効性のある対策を講じること。	【農水省】 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料については、使用後の被覆殻が圃場から流出し、河川に流出することにより環境汚染の要因になっているという点については承知しています。これに対応し、全国においてプラスチックの流出実態調査を実施してきたところですが、令和5年度にも、同様の実態調査を実施しており、一定程度の成果が得られています。これに加えて、全農等をはじめとした事業関係団体が、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業に方向転換することを目標とし、達成に向けた取組内容を公表しており、我々としても技術の周知や、現場への取組について後押しをしてまいりたいと考えています。 農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省が担当しますが、河川等の水生生物に被害が生じないよう、登録基準というものを設定しておりまして、それに基づいて管理しているところです。定められた使用方法を守って農家が使用していただく限り、問題が生じることはないものと考えています。なお農薬取締法において、最新の科学的知見に基づきまして全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入して、現在、順次再評価の手続きを進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても改めて評価を行うこととなっています。再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。 【環境省】 陸水生生物の保全に関する環境基準や排水基準の設定については、科学的な知見等の収集に努めて検討してまいりたいと考えているところです。特に湖沼については、ずっと有機汚濁の影響があります。有機汚濁の指標としてCODというものが使われておりますけれども、環境基準達成をした水域は最新の情報で5割であり、河川の9割、海域の8割と比べて低いような状況です。また湖沼については閉鎖性水域だという事情もありますので、窒素・リンによって富栄養化しやすいという状況があると認識しています。アオコ等の発生によって水道の異臭や水産物の被害等大きな支障が生じています。このため平成28年3月に、底層を利用する水生生物の個体群の維持、場の保全再生を目的とした底層溶存酸素量(底層DO)の基準を新しく湖沼や海域の環境基準項目として設定しまして、これまでに複数の湖沼や海域で類型の指定をしたところです。引き続き関係機関と連携して、生物の生息環境評価や維持回復を目指すような施策を水域ごとに地域の特性に応じて実施したいと考えています。 農薬については、農薬取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康、さらに環境に対する安全性が確認された上で、農林水産大臣による登録を受けなければ販売等ができない。そういった制度の中で我々環境省は、環境保全の観点から個別の農薬について魚類、甲殻類等、藻類等のいわゆる生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で登録を完了判断する基準というものを定めています。また現在既に登録されている農薬について、その最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き農薬の安全確保に努めていきたいと考えています。 徐放性の肥料等被覆膜としてのプラスチックについて、環境省ではその流出実態を把握するための研究の支援をすると同時に、河川で調査を行っています。ただ我々が調査できる地点には限りがあるので、河川のマイクロプラスチックの調査のガイドラインを作成し、今年から地方の環境研究所等でやってもらえるよう研修事業を行い、それぞれの地域で実態把握してもらえるような工夫をしています。こちらも引き続き研究の支援と調査、調査を促進する取組をしていきたいと思っています。

令和6年度提案	回答、状況等
3 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。	【農水省】 土地改良事業によって河川工作物である頭首工の新設または更新を行う際に、土地改良法に定められた環境との調和への配慮、これを踏まえて、当該河川に生息する魚類等の遡上・降下できるよう漁道の整備に努めてまいります。また魚道が未整備、または設置されているけども河川の流木・損傷、河床の低下などによって、魚類の遡上に障害になっているような頭首工に関しては都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っているところです。災害復旧を行う際には自然の保全に配慮したという工法によって復旧することが可能であり頭首工を原形復旧することが、魚類の遡上に影響を与える場合には魚道の新設することが可能となっています。今後とも水生生物の生育に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行い、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えています。 【国交省】 今の河川行政の中では、この近年の頻発化、激甚化する水災害を踏まえて、治水に関する計画については、将来の気候変動を考慮した目標値を設定して、対策の強化を図っているところです。今その計画の見直しも順次進めているところでございます。当然その河川整備や改修の実施にあたっては、これまでも当然取り組んできたことでありますが、魚類にとっても良好な河川環境となるように、川が本来有している生物の生息繁殖環境を保全、創出するという一方で、多自然川づくりを進めているところです。 また災害復旧事業におきましても、多自然川づくりということで、美しい山河を守る災害復旧基本方針を定めまして、その運用を図っているところです。引き続き学識経験者や地域の関係者のご意見も踏まえながら、この多自然川づくりを通じて、生物の生息を見つつ、繁殖環境の保全に取り組んでいきたいと考えております。

令和6年度提案	回答、状況等
4 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。	【農水省】 ミズワタクチビルケイソウについては令和3年度から水産庁委託事業により、生息状況の調査や殺藻手法、判別手法の開発を実施しており、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取りまとめ令和6年2月に公表したところです。令和6年度においても引き続き繁茂要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしています。ミズワタクチビルケイソウは自然環境下で繁殖した場合は、抜本的な対策は困難であり、生息域が拡大しないようにミズワタクチビルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等の対策を講じるよう呼びかけており、引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。また、提案事項にございましたオオカナダモおよびカワシオグサ等の対応については、研究機関と相談してまいります。 【国交省】 河川管理者としては、河川管理上の支障となるという場合に外来植物の防除、除去に取り組んでいるというケースがございます。引き続き地元の市町村ですとか、あるいは都道府県関係部局と連携しながら、その外来植物への対策に取り組んでいく所存です。 【環境省】 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサについては、特定外来生物の指定を受けておりませんで、現時点で環境省が直ちに何らかの対策を取るということは困難です。ただオオカナダモについては「生態系被害防止外来種リスト」に含まれており、これにより、捨てない、広げないという適切な行動を広く国民の皆様に呼びかけています。最近だと皆様ナガエツルノゲイトウとかオオバナミズキンバイこういったものを結構気にされていると思いますが、「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」を作って、それを最近更新したものがホームページに載っていますが、こういったものも、皆様に活用いただいています。

令和6年度提案	回答、状況等
5 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。	【農水省】 水産庁では水産多面的機能発揮対策により内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。また、同対策では児童生徒を対象とした自然体験学習や一般の方を対象とした環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催し、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続きこうした取組を推進してまいります。加えて、内水面では同一地域において、漁業や資源増殖の取り組み、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための協議会を設置することが可能であることが、内水面漁業振興法で定められているところです。河川の利用マナーにおける課題が生じた際には、当該枠組を活用していただくとともに水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えているところです。 【国交省】 各河川事務所におきまして水生生物調査や水質調査等によって現地の学習の機会を提供しているところです。引き続き子供たちが河川で学ぶ機会をもてるように関係機関と連携しながら取り組みを進めていく所存です。また河川管理上必要な場合、アクセスしやすいということですが、関係機関と連携をしながら、河川管理用通路や、あるいはスロープの整備等の水辺にアクセスしやすいような環境の整備にも引き続き取り組んでいきます。河川の利用マナーについては、パンフレットによる啓発や巡視による対策を行っているという状況です。 【環境省】 昨年6月からアカミミガメとアメリカザリガニを条件付き特定外来生物に指定しました。これによってアカミミガメとアメリカザリガニに対する国民の関心が高まっています。これを好機と捉えまして、我が国本来の自然環境の価値や、これら特定外来生物がもたらすような問題、または、どういうふうに適切に取り扱うのか、こういったことを引き続き発信していきたいと思っています。具体的には、チラシやイベント、さらに管理所のWebサイトそしてYouTubeといったSNSです。インフルエンサーとかYouTuber等の影響力の大きい人と一緒に、アメリカザリガニ、アカミミガメ最後まで死ぬまで飼いましょう、獲って来た場合には飼ってもいいけれども絶対逃がしてはいけない、広めてはいけないと、こういったことを普及啓発する等のことを、様々な方々と連携して行っておりますので、こういったことで今後もやっていきたいと考えております。

令和6年度提案	回答、状況等
	【文科省】 豊かな環境を維持創出しながら、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針があります。これらの趣旨に基づきまして、環境省を初めとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところです。大きな動きとして、基本方針の改定を、関係省庁と行っており、この中で、自然体験活動の重要性について改めて認識して強調しています。加えて、体験活動の推進を含めた環境教育の推進に関する事務連絡を同日に発出をしました。環境教育や周知啓発が重要だと考えていまして、メルマガ等の活用、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。さらに関係省庁の環境担当部局に対する説明会等に文部科学省が参画してのESD教育（持続可能な開発のための教育）等、環境教育に関する様々な周知に取り組んでいるところです。引き続き皆様方のお話を伺いながら関係省庁と連携した環境教育の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。 学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきましては、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定していまして、その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところでございます。また学校におけるアカミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思います。

令和6年度提案	回答、状況等
6 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 <u>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</u>	【農水省】 農林水産省の所管ダムでは、下流河川への放流にあたって、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて選択取水などを行っているところです。引き続き地元関係者とも協議しつつ、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応していきたいと考えています。 【国交省】 国交省所管ダムにおいては、必要に応じて対策設備を設置して、特にその洪水の後においては濁水の調査を行ってきています。引き続き地元の関係の皆様と協議をしながら、設備の運用の改善、あるいはその追加的な対応を検討する等、適切に対応していきたいと考えています。 河床の低下やアーマー化に関しても、ご指摘をいただいています。下流の関係者との調整をしっかりと図っていきながら、ダムの堆積土砂の下流への置き土等による土砂還元の取り組み等を進めているところであり、引き続き取り組んでいく所存です。河川の生物に関しては、ダムの下流も含めて河川水辺の国勢調査においても、モニタリングに努めていく所存です。
7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。	【農水省】 水産庁では令和5年度から資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業において海洋生活期に着目したアユの遡上量予測技術の開発等を進めています。また浜の活力再生成長促進交付金により都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。引き続き、世の中のニーズや研究現場からの提案を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。
8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。	【農水省】 水産庁では資源回復のための種苗育成放流事業において、豪雨災害等により変化した内水面漁場に適用できる環境改善技術の開発等を行っているところです。今後とも関係者と連携しつつ、気候変動の影響への対応に資する取り組みを進めていきたいと考えています。 【環境省】 環境省においては、気候変動適応法に基づきまして、最新の科学的知見を踏まえて、概ね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとして、直近では令和2年12月に公表しました。気候変動の影響の評価については、例えば、農林水産業分野ですとか、健康分野等7分野を対象にしており、次期の影響評価に向けては、内水面漁業も含む農林水産業への影響に関する論文等の科学的知見の収集・整理等を今進めているところです。次の気候変動影響評価の取りまとめについては、令和7年度の冬頃を予定しております。

V 放射性物質による汚染対策について

令和6年度提案書

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。
 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。
 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。
 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。
 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。
 つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和6年度提案	回答、状況等
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	【農水省】 水産庁では原発事故直後から淡水域と海域の両方で水産物中の放射性物質の検査を実施しています。その検査結果については、水産庁ホームページで掲載しています。掲載に加え、2番でも御提案いただいているとおり、様々なイベントなどがあった際には機会をいただき講演などを行い、一般の方に対し検査結果の周知を行っています。周知を継続する理由は、原発事故直後の状態で情報が止まってしまっている方もいらっしゃるため、そういう方々に現在は放射性物質の濃度は減少しており心配はない旨の情報発信を続ける必要があると考えているためです。降雨等による影響把握については、環境省が実施していると思いますが当然魚だけではなく、餌生物についても研究の対象として放射性物質の濃度の測定を実施しているところですが、今後とも関係自治体と連携し、放射性物質の実態把握と、安全な水産物の供給に万全を尽くしてまいります。 【環境省】 淡水魚類については国際放射線防護委員会という科学委員会が定める考え方に従って、メダカについて放射線の影響調査を実施しています。最新の調査では放射線影響を懸念する必要性は低いと考えられる程度の数値になりましたが、影響を長期的に把握するための調査を今後も実施してまいりたいと考えております。
2 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	【農水省】 国民に分かりやすい説明の前段は環境省が回答すると思いますが、水産庁としてもしっかりと丁寧に正確な情報の発信に努めていきたいと思っています。またその検査結果については河川や湖沼の内水面だけではなく海でも水産物中の放射性物質の濃度は、時間の経過とともに減少している状況です。ただし、福島県の一部についてはまだそうならないところあるものの、水域における検査結果を積み上げれば出荷制限や出荷自粛の解除は可能であると思っており、栃木県の中禅寺湖では県から相談を受け、解除に向け一緒に取り組んでおり、引き続きモニタリングをよろしくお願いしたいと思っています。漁業の再開に向けては、特に福島県では再開できていないところがありますが、他の地域では放射性物質の濃度は減少しているので出荷制限の解除や漁業を再開したいという要望がありましたら我々に相談いただければと思っています。 【環境省】 河川と湖沼の環境中の放射性物質ということですが、河川と湖沼ということにつきましては一般的に水の遮蔽効果というものがあります。大体1mの深さで99.9%、その遮蔽ができるということ。こういったこと遮蔽効果があるということから、その周辺空間線量への寄与は小さいということがわかっています。つきましては、その放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としてはなっていないというのが今の状態です。WEBサイトで、そういった水の遮蔽効果について解説を掲載する等してまいりまして、これまで情報発信をしてきているところではありますが、今後も問い合わせ等があれば、必要な説明を進めていきたいと考えています。

令和6年度提案	回答、状況等
3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。	【農水省】 既往の研究としては淡水魚の体内の塩類が、海の魚に比べて高くなっており、そのため海水魚よりも、放射性セシウムを排出しにくいという性質を持っています。国立研究開発法人の水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムの研究ですが、これは魚の筋肉中のセシウムの測定濃度は、餌の濃度以上に上がらないということでした。非汚染環境下で飼育することで徐々に回復する、河川ではダムと比較して放射性物質が滞留しにくくなっていることが分かっています。魚類の放射性物質の濃度は低下傾向にありますが、空間線量が高い渓流域では、周辺の陸域からの影響を受けて、比較的高濃度の魚類が確認されています。森林を除染するのはなかなか難しく、そこから供給される昆虫などのエサを食べることによって、その溪流の魚の放射性物質の濃度が高いというのがまだ福島では見られています。 水産物における放射性物質の移行や排出機構の解明については、水産研究・教育機構が研究を行っており、漁業の再開に向け出荷制限解除について関係自治体とも連携して対応しています。研究成果については御協力いただいた団体に報告していますが、先ほども話をさせていただいたとおり、情報発信に力を入れて、研究成果の発信も含め対応していきたいと考えています。

VI ウナギの資源回復について

令和6年度提案書	
【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	
令和6年度提案書	回答、状況等
1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、<u>国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</u>	【農水省】 平成22年から24年まで連続して不漁となり、養殖池への池入れ数量が大きく減少したことから、水産庁では、平成24年6月にウナギ養殖事業者向けの支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。これをベースとして国際的な取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みの下、中国、韓国、台湾とともに、ウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組んでおり、加えて国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業、ウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源回復を推進しているところです。今後とも国内外の取り組みを両輪とし、ニホンウナギの資源回復の取り組みを進め、資源の回復に努めてまいります。 また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第5種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しています。簡単に言うと産卵に向かうウナギの漁獲量規制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進しているところです。現在自主的な取り組みを含めまして27都県で実施されており、これらの取り組みがより進むよう関係者への周知に務めていきたいと考えています。

令和6年度提案書	回答、状況等
2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。	【農水省】 シラスウナギの流通の透明化の推進と違法採捕に対する対処についてです。シラスウナギの資源管理につきましては、採捕者に対して、採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合にはその出荷先に出荷することの義務付け、これらのことを都道府県に対して助言しているというところ です。採捕数量の報告徹底されるように、正しく報告をしなかった者に対しましては、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分を強化するよう記載しています。加えて、未報告を発生させる要因の再点検等につきましても、都道府県に検討をお願いし取組の強化を図っています。また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行、あるいはワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化などを求めているところです。改正漁業法におきましては、許可や漁業権に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役または3千万円以下の罰金と大幅に強化され、シラスウナギについては令和5年12月から適用されているところですが、密漁防止対策につきましても各都道府県、海上保安庁、警察庁等の関係機関が関係漁業者と連携して情報共有、漁業者による監視、パトロールなどの総合的な対策を行っているところです。引き続きこのような総合的な密漁対策に取り組んでいきたいと考えています。さらに、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることになって、この法律による漁獲番号や取引記録の伝達などの義務が円滑に履行されるように利便性が高いトレーサビリティシステムを設計、現在開発を行っているところです。引き続き、トレーサビリティシステムの開発及びシラスウナギ流通関係者へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。これらの対策の浸透を図って、シラスウナギの流通の透明化、そしてウナギ資源の管理に取り組んでまいりたいと考えています。
3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では以前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っています。令和2年度からは資源回復のための種苗育成放流手法検討事業を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や産卵回遊の期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。引き続き関係者と連携しつつ、適切な放流手法の確立等に取り組んでまいります。
4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、<u>国が主導となつて引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。</u>	【農水省】 ウナギについては平成26年度から水産庁委託事業によりまして、人工種苗の大量生産技術の開発を行っているところです。本委託事業を実施するコンソーシアムに委託していますが、その中には静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の各水産研究機関にも加入していただいております、水産機構から親魚養成や種苗飼育についての技術普及を行ってきたところです。そういった状況で、社会実装に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

令和6年度提案書	
【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	
令和6年度提案書	回答、状況等
1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	【農水省】 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。令和2年12月に施行された改正漁業法におきましても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性が増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度を維持していく、そういった形に改正をされています。また、内水面漁場管理委員会への交付金につきましても、引き続き確保に努めてまいりたいと考えています。
2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	